

令和 6 年第 2 回

吉田町教育委員会

日 時 令和 6 年 2 月 2 1 日 (水)
午後 1 時 3 0 分

会 場 吉田町役場 5 階 会議室 2

吉田町教育委員会

目 次

議案番号	件 名	ページ
第 1 号議案	吉田町子どもと親の相談員設置要綱の一部を改正する 要綱の制定について	1
第 2 号議案	吉田町通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一 部を改正する要綱の制定について	3
第 3 号議案	吉田町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行 状況の点検及び評価について	6

第 1 号議案

吉田町子どもと親の相談員設置要綱の一部を改正する要綱の制定
について

吉田町子どもと親の相談員設置要綱（平成20年吉田町教育委員会要綱第3号）の一部を改正する要綱を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

吉田町教育委員会
教育長 山 田 泰 巳

吉田町子どもと親の相談員設置要綱の一部を改正する要綱

吉田町子どもと親の相談員設置要綱（平成20年吉田町教育委員会要綱第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「1,000円」を「1,050円」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第 2 号議案

吉田町通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する
要綱の制定について

吉田町通級指導教室の設置及び運営に関する要綱（平成26年吉田町教育委員会要綱第1号）の一部を改正する要綱を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

吉田町教育委員会
教育長 山 田 泰 巳

吉田町通級指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱

吉田町通級指導教室の設置及び運営に関する要綱（平成２６年吉田町教育委員会要綱第１号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「

吉田町通級指導教室 (小学校)	言語	吉田町神戸１７４８番地の２ 吉田町立自彊小学校内
住吉小学校通級指導教室	発達	吉田町住吉２２２３番地 吉田町立住吉小学校内
自彊小学校通級指導教室	発達	吉田町神戸１７４８番地の２ 吉田町立自彊小学校内

」を

「

自彊小学校通級指導教室	言語・発達	吉田町神戸１７４８番地の２ 吉田町立自彊小学校内
中央小学校通級指導教室	言語	吉田町片岡８５０番地の１ 吉田町立中央小学校内
住吉小学校通級指導教室	発達	吉田町住吉２２２３番地 吉田町立住吉小学校内 吉田町片岡８５０番地の１ 吉田町立中央小学校内

」に改める。

第４条の表中「

吉田町通級指導教室 (小学校)	言語	吉田町の全域
住吉小学校通級指導教室	発達	住吉小学校及び中央小学校の学区
自彊小学校通級指導教室	発達	自彊小学校及び中央小学校の学区

」を

自彊小学校通級指導教室	言語・発達	自彊小学校の学区
中央小学校通級指導教室	言語	中央小学校及び住吉小学校の学区
住吉小学校通級指導教室	発達	住吉小学校及び中央小学校の学区

」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第 3 号議案

吉田町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検
及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第
26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点
検及び評価に関する報告書について、別紙のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

吉田町教育委員会
教育長 山 田 泰 巳